

地域未来投資促進法に基づく支援について

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域へ高い経済波及効果を及ぼす事業に取り組む企業を支援します

1. 主な支援措置

(1) 税制による支援措置 (適用期限：令和10 (2028) 3月31日まで)

◎ 知事が承認し、国（主務大臣）が先進性を確認した地域経済牽引事業を税制で支援します
(地域経済牽引事業の承認要件は裏面、国による先進性の確認基準は下記囲みを参照)

- 【国税※】課税の特例措置が受けられます（法人税等）
※適用要件等については、国税庁HPを御確認いただき、ご不明な点は税務署にお問い合わせください
- 【市町村税※】課税免除等が受けられます（固定資産税）
※市町村税（固定資産税）の軽減の有無・適用要件等については各市町にお問い合わせください

国（主務大臣）による事業の先進性の確認基準【申請窓口：経済産業省関東経済産業局】

- ①先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること
 - ②労働生産性の伸び率4%以上、もしくは投資収益率5%以上であること
 - ③設備投資額が1億円以上であること
 - ④設備投資額が前年度の減価償却費の25%以上であること（※）
 - ⑤対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
 - ⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること

区分	税目	支援措置	対象設備・範囲等	国（主務大臣）による先進性確認基準以外の要件
国税	法人税等	税額控除4% 又は特別償却35% （上乗せ要件を満たす場合はそれぞれ5%～6%又は50%）	機械装置、器具備品	【適用の主な注意点】 ・取得価額の合計額のうち対象となる金額は80億円が限度 ・税額控除はその事業年度の法人税額等の20%相当額が限度 ・対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外 ・R10年3月31日までに対象施設を事業の用に供した場合に適用
		税額控除2% 又は特別償却20%	建物、附属設備、構築物	
市町村税	固定資産税	課税免除・3年間等	建物、構築物、土地	各市町にお問い合わせください

(2) 金融による支援措置【日本政策金融公庫による融資制度】

- ◎ 中小企業者は、地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。融資条件など詳しくは、日本政策金融公庫・支店窓口までお問い合わせください

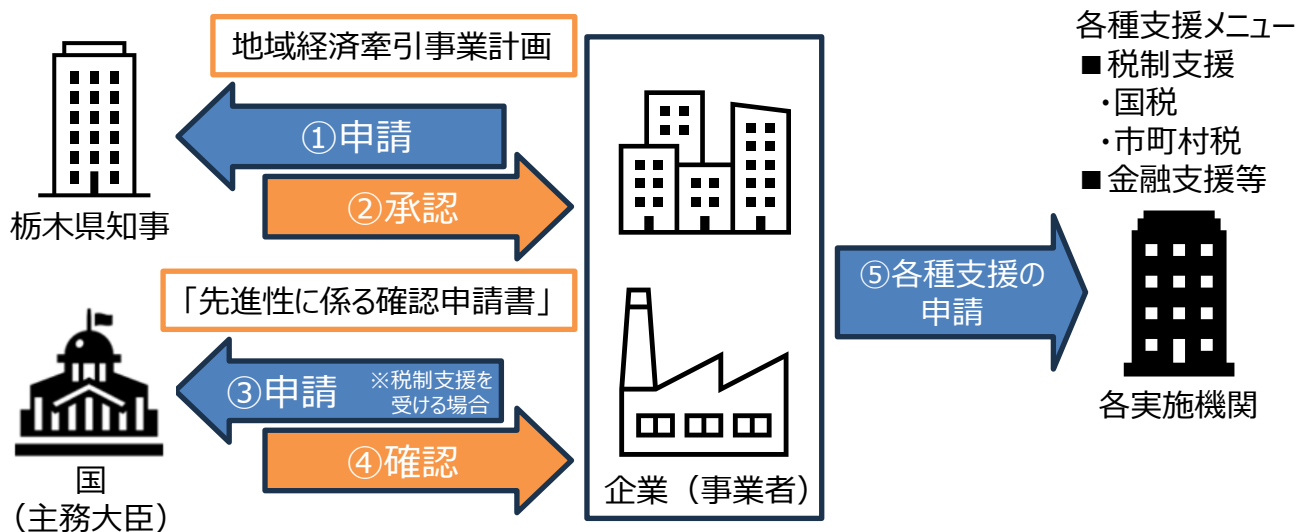
栃木県産業労働観光部 産業政策課 企業立地班

TEL:028-623-3202 Email:kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp

地域未来投資促進法に関するご案内 ▶ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/mirai-tochigi.html>



2 地域未来投資促進法の活用フロー



- ※ 地域未来投資促進法に基づく各種支援メニューを活用するためには、「地域経済牽引事業計画」を作成し知事の承認を得る必要があります。
- ※ 「地域経済牽引事業計画」の承認前に取得（建物の場合は着工）した建物・設備等は各種支援措置の対象となりませんので申請時期にご注意ください。
- ※ 各種支援メニューのうち税制支援を受けるためには、知事による「地域経済牽引事業計画」の承認に加え、国（主務大臣）による事業の先進性の確認が必要です。
- ※ 国（主務大臣）による確認を受けた後に取得した、建物、建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品が、税制支援（法人税等）の対象となります。
- ※ 正式な申請の前に事前の素案（ドラフト版）を県産業政策課（kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp）に提出し、内容の確認を受けてください。なお、ドラフト版の提出から承認までには、概ね2か月を要します。
- ※ また、国（主務大臣）への確認申請の受付は概ね3か月ごとです。（窓口：経済産業省関東経済産業局、受付・確認日程等は経済産業省ホームページでご確認ください）「地域経済牽引事業計画」の承認と併せて、手続きの日程にご注意ください。
- ※ 「地域経済牽引事業計画」の承認は、各種支援メニューの適用を保証するものではありません。各実施機関に対し要件等を確認してください。

3 地域経済牽引事業計画の承認要件（栃木県）

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】

- ① 栃木県の戦略3産業（自動車、航空宇宙、医療福祉機器）の集積及び未来3技術（AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材）を活用した成長ものづくり分野
- ② 栃木県の食品産業等の集積やいちごや二条大麦等の県産農産物等を活用した食品関連産業分野
- ③ 栃木県内の宇都宮大学等の高等教育機関、地域ソフトウェアセンター等の知見や、とちぎビジネスAIセンター等の機能を活用したデジタル化・DX推進関連分野
- ④ 栃木県香港事務所やジェトロ栃木貿易情報センターの知見を活用した海外販路開拓分野
- ⑤ 東北縦貫自動車道や北関東自動車道等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ⑥ 栃木県内の日光国立公園、世界遺産・日光の社寺、観光農園や農業体験、益子焼等の地場産業等の県内各地域に有する観光資源を活用した観光分野
- ⑦ 栃木県の工作機械・産業用ロボット、半導体、航空機部品、蓄電池等に関連する産業の集積を活用した特定重要物資関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

・付加価値増加分：5,281万円超
 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：5%増加 ●雇用者数：5%増加
- 売上げ：5%増加
- 雇用者給与等支給額：5%増加